

## 武蔵野市意見交換会及びパブリックコメント手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号。以下「自治基本条例」という。）第15条の規定に基づく市民参加の手続のうち、市長等が実施する意見交換会及びパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

(意見交換会又はパブリックコメント手続の対象)

第3条 市長等は、自治基本条例第15条第1項の規定により市民参加の機会を設けるにあたり、同条第2項に定める場合のほか、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 自治基本条例第15条第2項第1号に規定する計画に関連する個別の政策等における基本的な事項を定める計画を策定し、又は改定しようとする場合
- (2) 自治基本条例第15条第2項第2号に規定する条例以外の条例で、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するもののうち、市長等が必要と認めるものの制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長等が必要と認める場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。

- (1) 自治基本条例第15条第3項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 前項第1号に規定する計画のうち、市長等の組織の内部管理に関するものを策定し、又は改定しようとする場合
- (3) 法令又は他の行政機関若しくは武蔵野市の条例（自治基本条例を除く。）若しくは市長等が定める規則の規定により、意見交換会の開催その他関係する市民の意見を聴く手続が定められている場合
- (4) 他の行政機関が意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して定めた行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等と実質的に同一の条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(意見交換会の開催日時等の設定)

第4条 市長等は、意見交換会を開催するときは、市民の利便性を勘案した開催日時及び開催場所の設定に努めなければならない。

(意見交換会の開催に係る周知等)

第5条 市長等は、意見交換会を開催するときは、原則として開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 意見交換の対象となる政策等（以下「意見交換対象事案」という。）の案の内容
- (3) 意見交換対象事案に関連する資料をあらかじめ提供する場合には、その入手方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、市長等は、意見交換会に関連する情報の提供に努めるものとする。

（パブリックコメント手続の周知等）

第6条 市長等は、パブリックコメント手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) パブリックコメント手続の対象となる政策等（以下「パブリックコメント対象事案」という。）の案の内容
- (2) パブリックコメント対象事案に係る次条第1項に規定する意見提出期間、同条第2項に規定する意見の提出方法及び意見の提出先
- (3) パブリックコメント対象事案の根拠となる法令、条例等があるときは、当該根拠となる法令、条例等の条項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、市長等は、パブリックコメント手続に関連する情報の提供に努めるものとする。

（パブリックコメント手続に係る意見の提出期間及び提出方法）

第7条 市長等は、パブリックコメント手続の実施にあたっては、パブリックコメント対象事案に係る意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）として、当該意見提出期間の初日から起算して2週間以上の期間を定めなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにしたうえで、2週間を下回る意見提出期間を定めることができる。

2 パブリックコメント対象事案に係る意見の提出は、次に掲げる方法のうち、市長等が指定するものにより行うものとする。

- (1) 市長等が指定する機関の事務所（以下「意見の提出先」という。）へ書面を提出する方法
- (2) 意見の提出先へ郵便により送付する方法
- (3) 意見の提出先へファクシミリ装置を用いて送信する方法
- (4) 意見の提出先へ電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）

により送信する方法

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法  
(提出意見の考慮)

第8条 市長等は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して政策等を行う場合は、意見交換対象事案又はパブリックコメント対象事案に係る意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。  
(結果の公表等)

第9条 市長等は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施して政策等を行うことを決定した場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の内容
- (2) 意見交換対象事案又はパブリックコメント対象事案の案を公表した日
- (3) 意見交換会を開催した場合は、その概要
- (4) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (5) 提出意見に対する市長等の考え方

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、同項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

3 市長等は、意見交換会又はパブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を行わないことを決定した場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見交換会又はパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。